

新							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		1,176単位 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	39単位 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		2,349単位 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	77単位 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		3,727単位 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）		123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	123単位 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 ¹	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 ²	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 ³	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算（R6年11月1日から適用）		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位加算		100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位加算		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算（1月に1回に限る）	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の 137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスペースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算			

現行相当サービスと緩和した基準のサービスを併用するときは、1回あたりの単価を利用する。

サービスコードの「項目」の4桁の数字もしくはアルファベットは変更することがある。